

中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン

平成29年11月
兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課

1 目的

- (1) 個別の教育支援計画等の「引継時期」「引継先」及び「引継内容」を明確にし、引継ぎの仕組みを構築する。
- (2) 中学校から高等学校へ教育的な支援が必要な生徒についての情報を確実に引き継ぎ、対象生徒が高等学校進学当初から適切な配慮が受けられる体制づくりを行う。

2 引継ぎの対象とする生徒

対象は次の2点を満たすものとする。

- (1) 発達障害等により特別な支援を必要とする生徒
- (2) 保護者等の支援の引継ぎに関する同意があった生徒

3 引継情報の経路

- (1) 資料の引継ぎの場合
対象生徒の出身中学校長から進学する高等学校長へ引き継ぐ。
- (2) 資料を基にした情報の引継ぎの場合
当該校の学年主任（学年代表）、特別支援教育コーディネーター等間で引き継ぐ。

4 引継資料

- (1) 「中学校・高等学校連携シート」（中学校が作成）
- (2) 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」
- (3) 「サポートファイル等」（学校が管理している場合）
- (4) その他

上記(1)～(3)以外で、中学校が高等学校へ提供することが必要と判断したもの

※ 中学校において、(2)または(3)が作成されていない場合にも、(1)を作成し、引き継ぐこととする。

「中学校・高等学校連携シート」

障害の特性等により学校生活や学習に困難を抱えている生徒が高等学校で一貫した支援が受けられるよう、生徒についての基本の情報や、中学校での生活の様子や学習状況などをまとめたシート。

「サポートファイル等」

特別な支援が必要な人のプロフィールや生育歴、生活習慣、支援が必要な場合の関わり工夫などについてまとめたファイル。保健や福祉、医療、教育等の関係機関に共有化され、乳幼児から成人になるまで一貫した継続的な支援、総合的な支援が受けられるように、県や市町の福祉関係機関や教育委員会が普及を進めている。保護者が管理している場合もある。

5 引継時期

合格者発表後、速やかに行う。

(参考 合格者発表後、高等学校におけるクラス分けまでの期間)

6 引継方法

- (1) 原則として、資料は「親展」扱いとし、対象生徒の出身中学校長から進学する高等学校長へ「書留」で郵送又は直接届ける。
- (2) 引継資料を基にした引継ぎの場の設定（日程、引継場所等）については、当該校が協議の上、決定する。

7 中学校・高等学校連携シート（中学校作成）の引継ぎの流れ

- (1) 中学校での様子や保護者との連携の中で、特別な支援が必要な生徒を把握する。
 - ※ 医学診断や発達検査等を踏まえて、連携シートの作成が適当である生徒を校内委員会で整理しておくことが望ましい。
 - ※ 必要に応じて専門医受診や発達検査などを勧めるなど、本人の発達の特性を確認しておくことが望ましい。
- (2) 保護者や本人の障害受容の程度をはかりつつ、連携シートのメリットを説明し、保護者に同意を得る。その際、連携シート等、情報の提供については入学選抜等の合否に影響をするものではないことを十分に説明する。また、引継ぎは入学選抜等の合格者発表後に行うことを伝える。
 - ※ 個別懇談や進路指導等の中で保護者に案内する。
- (3) これまでの支援記録を参考にしながら、連携シートを作成する。
 - ※ 市町又は学校において、既に使用している独自の中学校・高等学校連携シートがある場合は、それを使用することも可能である。
 - ※ 校内委員会等で記入した内容を精査しておくことが望ましい。
- (4) 作成した連携シートを保護者に提示し、同意の署名を得る。
- (5) 進学先の高等学校に連携シートを引き継ぐ。

8 その他

- ・ 中学校長は、高等学校への支援継続のための情報提供を行った場合、市町組合教育委員会にその旨の報告を行うこととする。
- ・ 引継ぎ後、中学校と高等学校とは対象生徒の支援等に係る情報交換を行い、連携に努める。